

自動車運転競技規則

全日本学生自動車連盟

自動車運転競技規則

第 1 条 目 的

この競技においては、与えられた車輛を使用して正確且つ安全な運転を行ない与えられたコースを合理的に定められた時間内に走破することを目的とする。

第 2 条 規則の適用

この競技規則は全日本学生自動車連盟の主催、公認する競技に対して適用する。

第 3 条 大会会長、審判委員会、及び競技会役員に関する規定

1 大会会長

大会会長は競技会に関する一切の権限と責任を有する。

2 審判委員会

構 成

a. 審判委員長

b. 審判委員

c. 連盟各支部委員長（但し支部主催の競技については支部委員長及び副委員長がこれにあたる。）

i 審判委員会は審判に関する一切の権限と責任を有する。

ii 審判に不審ある場合、審判委員長は審判委員会を招集し、その検討ならびに決定を計る。

但し、緊急の場合は審判委員長がその決定を行なう。

3 競技会役員：次の役員名とその数は原則的なものであるから、状況によって主催者は加盟団体の同意を得てこれを変更することができる。

審判委員長		1 名
審判委員	各種目毎に	1 名
計時員	〃	2 名
出発合図員	〃	1 名
決勝合図員	〃	1 名
コース審判員	〃	若干名
記録員(主任)	〃	1 名

i 審判委員長：審判委員長は競技に関する全ての問題に責任を負い本規則に規定されていないものを判定する権限を有する。

ii 審判委員：審判委員は審判委員長の補佐として所定の競技車に同乗し、規則違反、妨害、減点事項の有無を記録し審判委員長に報告しなければならない。

iii 計時員：各種目とも二人の計時員を必要とし、二個の時計で正式に時間を記録する。

iiii 出発合図員：出発合図員は、競技規則に定められたる範囲内において、出発点における全ての問題を裁定する権限を有する。

v 決勝合図員：決勝合図員は競技規則に定められたる範囲内において、決勝点における全ての問題を裁定する権限を有する。

vi コース審判員：コース審判員は相異なる三枚以上を一組として構成し、競技規則に定められたる範囲内において車輛がコース面に及びず全ての問題を裁定する権限を有する。

vii 記録員：記録員は計時主任、審判委員より渡された各種目の時間、同乗審判点、事故等の減点資料を集め、一表に纏め審判委員長に報告しなければならない。なお、記録主任 1 名の下に各種目毎

に、任意の人数をおくことができる。

VIII 各審判委員は必要と認めた時はその職権をもっていて審判委員長に規則違反者を指摘することができる。

4 資 格

審判委員長ならびに審判委員：OB審判部員

審判員：現役自動車部員にて連盟登録後1年以上を経た者。

第 4 条 競技者に関する規定

1 この規則により行われる競技会に参加する競技者は、競技会主催団体に競技開始1カ月以前に登録され、使用車輛以上の運転免許を有し、クラブ在籍4年以下（編入学はこの限りに非ず）の者で且つ競技日から逆のぼって1カ年間に刑事事件及び下記の交通違反（含事故）を犯していない者に限る。

a. 1万円以上の罰金を課せられた違反

b. 1日以上免許停止を受けた違反

2 団体戦において競技者は1競技種目に対し1名以上とし、各種目とも正選手1名に補欠選手1名を附加して、主催者指定日までに、主催者に登録された者でなければならない。

3 止む得ぬ理由により正選手に代って補欠選手が出場する場合には、競技会開始1時間前までにその旨を文書をもって加盟団体責任者名にて、主催者に届け出ること。

4 団体戦において1人の競技者が2種目以上の競技に重複して出場することはできない。

5 三種戦に登録された正選手及び補欠選手は団体戦に出場することはできない。

6 三種戦においては登録された正選手及び補欠選手以外は出場できない。

7 三種戦は団体戦と同様の扱いとする。但し総合杯の点は団体戦とは別である。

第 5 条 競技者の義務

1 常にスポーツマンとして立派な態度を持し、公正に行動し、言語に慎しむこと。

2 競技規則及び競技管理上あらゆる規定を守ること。

3 選手は競技中トレーニングシャツ、トレーニングパンツ、運動靴等の運動着を着用すること。但しドライビンググローブ等のものは認めない。

4 競技者は出場種目以上の運転免許証を競技中常に携帯すること。

5 選手は自分のスタート順の 2 番前に原則としてスタート地点に待機していなければならない。

自分のスタート時間より 5 分以上遅れた場合は失格とする。

なお、前競技者が棄権した場合各スタート地点にその旨明示する。

第 6 条 競技種目

1 男子団体戦においては、大型貨物自動車、小型貨物自動車、普通乗用自動車、小型乗用自動車の 4 種目とする。

2 男子三種戦においては、第 1 項の小型乗用自動車を除く 3 種目とする。

3 女子団体戦においては、第 1 項の大型貨物自動車を除く 3 種目とする。

第 7 条 車輛の規定

1 競技車輛は現行の交通法規に定められた諸機能を有するものでなければならない。

2 大型貨物自動車：大型貨物自動車とは最大積載量 3.5 トン以上の車輛をいう。

- 3 普通乗用自動車：ホイールベース2.51m以上かつ排気量2,000cc以上の乗用車をいう。
- 4 小型乗用自動車：ホイールベース2.50m以下かつ1,600cc以下。但し軽自動車は含まない。
- 5 小型貨物自動車：4ナンバーのキャブオーバータイプの車輛をいう。
- 6 主催者は上記以外の車輛を使用する場合、加盟団体及び審判委員会の同意をえて競技種目を変更出来る。

第 8 条 コースの規定

- 1 コース作成者は車種によりコースに特徴をもたせねばならない。
- 2 コースは次のものを原則として入れねばならない。
 - i クランクとS字の前進とどちらか一方の後進
 - ii 四角または円内での方向転換
- 3 スタート、ゴールはスタートライン、ストップライン、ゴールラインそしてサイドラインで構成されているボックスとする。
- 4 ボックスにおいては入口は四輪通過後生き、出口は確認終了後死ぬことを原則とする。
- 5 浮缶を設ける場合、その通過の仕方を一切規制してはならない。

第 9 条 コース及び車輛の発表

- 1 コース内容については原則として事前に発表する。
- 2 競技に使用される車輛は、原則として事前に発表する。
- 3 審判委員会が必要を認めた場合は、公表されたコース及び車輛を事前の通告なしに変更することができる。

コース変更が生じた場合審判委員会は競技会開始前までに明白な指示を与えなければならない。この場合最終指示のみ有効とする。車輛の変

更についてはその必要を認めない。

第 10 条 競技方法

- 1 競技者は定められた位置より出発し、与えられたコースを指示された順序に従い規定時間内に、正常なる運転方法により走行し、第 17 条の採点方法により競技を争い順位を競う。
- 2 競技者の出発順位は抽選によって定める。

第 11 条 競技開始

- 1 出発合図員の旗が振り降され始めた時、競技は開始されたものとする。但し出発合図の旗は国旗とする。
- 2 出発に際して出発合図前に「用意」の掛声があった以後、競技車の如何なる運転操縦装置にも手足を触れてはならず、またサイドブレーキは完全に引いておかねばならない。なおエンジンは回転状態にしておく。
- 3 出発合図員は各コースの審判員及び選手より準備完了の合図があった時に初めてスタートの合図をすることができる。
- 4 出発前の車の移動は原則としてスタートラインとゴールラインの間とする。

第 12 条 コース内の走行

- 1 競技車輛は一旦コースに入りスタート審判員の旗が振り降ろされた後は、ゴール審判員の笛が吹かれるまでコース外に出る事を禁止する。
- 2 競技者はスタート合図があった後ゴールの合図があるまで如何なる理由と言えども競技車輛より離れることはできない。
また、コース面に身体の一部を触れてはならない。

第 13 条 競技終了

- 1 全コース走行後ゴールラインを四輪が通過し四輪が静止したことを、

審判員が確認し笛を吹いた時をもってゴールとする。尚、ゴールラインは延長しているものとみなす。但し競技終了は競技者が競技車輛より下車した時とする。

- 2 ゴールの笛が吹かれた後は如何なる理由といえどもコース内に入る事を禁止する。また後進も認めない。

第 14 条 再 競 技

- 1 止むを得ぬ競技車の事故その他により、運転不能または運転に影響ある場合、競技者は審判委員に再競技を要求することができる。
- 2 再競技は審判委員によってその要求の適否を検証後許されるものとする。但し要求が認められなかった場合には、経過した時間は全て競技者の走行時間に繰り入れられるものとする。ゴール後の再競技の要求には応じない。
- 3 競技中、事故その他の理由により競技続行不能な場合は、審判委員会の判断を待つ事とし、競技続行に影響ある場合は正常な状態に復帰した後再スタートを行なう。この場合再スタートの位置をスタート地点とするか、競技車故障地点とするかは審判委員の判断によるものとし、出発地点から再スタートを行なう場合は2番後やり直しとする。
- 4 当該種目において全員失格の場合は再レースを認めない。
- 5 その他の事項においては審判委員会の判断を待つ。

第 15 条 計測方法

- 1 巻尺による場合は正確にコース面に接した状態で2回以上計測することとを必要とする。
- 2 全ての計測はセンチ単位の日盛のある政府検定ずみの巻尺（計器）か、またはこれを基本にして審判委員会にて作製された計測補助器で行なわ